米国・欧州における食品廃棄物削減に向けた食品製造業と 流通業による取組み・連携の内容・効果分析と、それらを 踏まえたわが国の今後の方策の検討

公益財団法人 流通経済研究所 専務理事 加藤 弘貴公益財団法人 流通経済研究所 主任研究員 重富 貴子

農林水産政策研究所では、新たな視点や長期的視野に立った政策研究を推進するため、大学、シンクタンク等の研究機関の幅広い知見を活用する提案公募型の研究委託事業を行っています。

今回は、その中から、米国・欧州における食品廃棄物削減に向けた食品製造業と流通業の取組みに関する研究について紹介します。

1. 研究の背景と目的

食品廃棄物の削減は世界的な課題であり、わが国でも重要な政策課題となっています。わが国の食品ロス(可食部分)は、年間500~800万トン発生し、そのうち事業系の食品ロスは300~400万トンとされています。

食品製造業・流通業においては、食品ロスの原因となりうる返品等の商慣習が存在しています。製・配・販連携協議会の調査・推計によると、加工食品の卸売業から製造業への返品率は0.78%、業界全体の返品額は839億円に上ります。フードチェーン全体としての連携・協調がまだ十分ではありません。

一方、米国・欧州では、フードチェーン最適化に向けた食品製造業と流通業の取組みとして、ECR (Efficient Consumer Response) など各種の先行的な活動が行われています。

本研究では、米国・欧州における食品廃棄物削減 に向けた食品製造業と流通業の取組み・連携の内容・ 効果を分析し、それらを踏まえたわが国の今後の方 策を検討しています。

2. 食品製造業・流通業の業界組織を通じての取組み・連携

研究内容の第1として、食品製造業や流通業の業界組織を通じた取組みがフードチェーンの連携・協調にどのように影響・機能しているかを見ています。 (米国の状況)

米国では業界組織の主要な活動は、食品製造業は GMA (Grocery Manufactures Association)、食品 流通業はFMI (Food Marketing Institute) に集約 されています。それぞれに食品製造業・流通業の 主要企業が参画し、業界の意見を集約しています。 両組織とも食品廃棄物削減を、持続可能なフード チェーン構築のための活動に位置づけています。

GMA, FMIは合同で、2011年にFWRA(Food Waste Reduction Alliance)を設立し、食品廃棄物削減のための体制を強化しています。2012年から外食産業の業界組織NRA(National Restaurant Association)も加わり、食品関連事業者による意見交換の場が形成されています。参加メンバーは、三団体各々より10社未満のリーディングカンパニーに限定されており、実質的な議論を行う体制となっています。FWRAは、これまで食品廃棄物に関する独自調査を実施・公表しています。また、食品廃棄物削減に向けた取組み方策を提言しています。(欧州・英国の状況)

英国においても、食品廃棄物に係る業界組織活動は、食品製造業はFDF (Food and Drink Federation)、食品流通業はBRC (British Retail Consortium) に集約されています。米国と同様に、各業界の主要企業が参画しています (EUレベルでは、国の業界組織に対応し、食品製造業ではFoodDrink Europe、流通業ではEuroCommerceが活動を推進しています)。

英国の業界組織を通じた取組みに大きな影響を及ぼしているのは、WRAP(Waste & Resources Action Programme)です。中立的な第三者機関として、食品廃棄物の実態調査、目標設定、削減に向けた方策づくりを行い、国レベルの食品廃棄物削減に成功しています。WRAPの食品廃棄物削減の目標は、2005年から三期間(一期3-4年)にわたり設定され、目標達成に取り組む団体名が公表されています。第三期目の2013-2015年では、家庭の食品

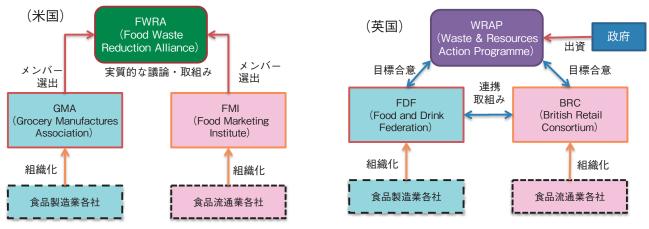


図 食品廃棄物削減に向けた業界組織を通じた取組みの体制

廃棄物、および事業系の食品廃棄物・パッケージ廃棄物を全体で4%削減(2012年比)することが目標です。

3. 食品製造業・流通業の個社の取組み・ 商慣習

研究内容の第2として、食品製造業・流通業の個社の取組み・商慣習がフードチェーンの連携・協調にどのように影響・機能しているかを見ています。 (米国の状況)

米国の食品製造業・流通業の流通取引では、日本に比べてサービス要請水準が緩やかであり、製造・流通段階での食品ロスが発生しにくくなっています。関係者ヒアリングによると、製造業から小売業への納品期限は賞味期限の2分の1残し、小売店舗での販売期限は賞味期限と同じに設定される場合が多いようです。小売店舗で欠品が生じた場合、流通業の機会損失を補償する欠品ペナルティは一般的ではありません。

米国ではロビンソン・パットマン法により,1970年代までは大手チェーンストアの購買力濫用は厳しい判決・運用がなされていました。1980年代以降,価格差別規制は緩和されましたが,訴訟リスクは存在することから,製造業・流通業の取引で特別な価格差別は抑制される傾向にあります。

(英国の状況)

英国では、食品流通の上位集中化が進んでいることを背景に、流通業の製造業に対するバイイングパワーがかなり大きい状況にあります。

関係者ヒアリングによると、食品製造業から小売 業への納品期限は、大手流通事業者の場合サプライヤーに対し、賞味期限の大半を残して納品すること を要請する場合もあるようです(販売期限は米国同 様,賞味期限と同等に設定)。欠品ペナルティを徴収する商慣習も存在し,流通取引において日本と同様の高いサービス基準が求められる状況にあります。

一方で英国では、大手流通業の不公正取引に対する規制が強化され、食品製造業と流通業による食品廃棄物削減に向けた取組みが行いやすい環境になっています。2010年に大手流通業が製造業に過剰にリスク転嫁を行うことのないよう「Groceries Supply Code of Practice」が定められました。運用を管轄し、審査・仲裁権限を持つ公的機関も設置されています。

4. おわりに

米国・欧州における食品製造業と流通業による取組み・連携の状況は、わが国の参考になるものと思われます。業界組織を通じての取組みでは、①食品製造業・流通業の各層の議論、意見集約する場の形成、②食品製造業・流通業の代表が議論、意見集約する場の形成、③中立的な第三者機関や公的機関による取組みの促進が、フードチェーンの連携・協調に効果を発揮すると考えられます。

個社の取組み・商慣習については、①食品製造業・流通業が一方的に取引条件を押しつけるのでなく、互いの事情を理解した取組みの推進、②公正な取引の徹底が、フードチェーンの連携・協調を促すと考えられ、今後、事例の分析を進める予定でおります

食品廃棄物削減に向けた食品製造業と流通業による取組み・連携は、わが国においても、先進的な小売業が納品期限を緩和する等、広がりを見せつつあります。今後、欧米の状況を参考にして、さらに取組みを進めていくことが必要と言えるでしょう。